

五郎兵衛用水史

目次

	概要	1
	市川五郎兵衛翁略伝(その1)	3
	"(その2)	5
	"(その3)	8
	"(その4)	10
	"(その5)	12
	"(その6)	15
	"(その7)	18
	用水維持管理(1)	19
	"(2)	22
	結び	25
	「関所破りの桜」について	26

概要

五郎兵衛用水には関係の古文書資料が非常によく保存されている。村保管のもの、市川家のもの、柳沢家のもの等すべて併せると、実に三百数十年の間の用水に関する事柄が細大もらさず記録されていることになり一貫してその全ぼうを知悉することが出来る。五郎兵衛用水の歴史といっても畢竟開発者の伝記を語り、維持管理の記録を記せば知ることができると思うので残された古文書古記録をたよりに拙い筆でつづりあわせてみる事にする。

まずこの用水はいつ頃できたのであろうか。五郎兵衛用水及びその新田が市川五郎兵衛によって開発された事はあまりにも有名であるが、文明、長享の頃から元亀、天正の時代にわたる約百余年にも及ぶ長い戦国乱世が、徳川氏の全国統一によって一応おさまりいわゆる元和偃武につづいて幕藩体制も確立し世の中がようやく安定してくると産業開発の時運が潮のようにもり上がってきて非常な勢いで耕地の拡張がなされていた。

その方法には種々あったようであるが、特に新しい土木技術を応用して水利の不便な荒地に用水堰を引くことによって相当広大な面積を耕地化し新しい村を造

る方法で、すなわち新田開発が在々所々に企てられた。

こうした時代のさきがけをしたのが市川五郎兵衛であり、その事業である。佐久郡においても未墾の原野が多かったので五郎兵衛の事業につづいて続々と用水開発が行われて、わずかの間に水田をはじめ耕地が倍増し、こうしてできた農地をふまえて豊かな農村があらにもこちらにも展開するようになった。その頃の新田開発をあげると、

市川五郎兵衛

三河田新田、市村新田

五郎兵衛新田

六川長三郎

塩沢堰通水

柏木小右衛門

御影堰通水

黒沢嘉兵衛

八重原堰

宇山堰

五郎兵衛用水も当時佐久郡一円の領主であった小諸

城主松平因幡守よりの開拓許可状によると寛永三年十

二月となっている。

最初の千曲川揚水の計画をやめ蓼科山中に源泉を求

め、途中岩下村の芝間を開発するなど、五郎兵衛用水の端緒を開くまでに随分長い歳月を要している。和九年頃から企図されておつたと推定される。開拓許可状によると、

貴様儀御朱印之御趣意を以領内飯盛嶽之内二子池之水筋潜り篠水並鬢水之下たりを見立岩下村芝間開発之義被申立被聞届候処此度右之水を導入春日村より井水を通し矢島原之芝間開発被致度旨被申立遂執達候処兼而平尾右近を以被申立候趣も有之候ニ付其通被聞届候猶向後差支等有之候ハハ御申立可被成候右之段御達可申旨被申付如斯ニ候以上

寛永三年 寅十二月

高木三左衛門[㊦]

花押

金 田 鞆貞[㊦]

花押

市川五郎兵衛殿

実に今をさる三百六十年の昔（一六二六）で江戸初期三代徳川家光の治政の時代である。

注 この書状の中の矢島原が後の五郎兵衛新田の地域であつて早くからこの地の開発をはかり、かねがね平尾右近を通じて領主に開墾許可の請願がなされており内意を得ていたものである。

また岩下村芝間開発は、五郎兵衛新田開発について水利を重視し、蓼科山の大河原峠下潜笹鬢水の涌泉を源水に見立岩下村に落し、この地も開墾を試み（旧高）八石余を開いたが、矢島原開拓の水路工事の進捗と共に之を放棄した。後万治三年に矢島村の茂右衛門という者、五郎兵衛の許しを得てその事業を継承した。土地は貞享三年郷地となる。

開削当時の水路の規模は寛文十一年に地方巡視の「国回り役」八重盛六右衛門、上村仁左衛門に差し出した書状によると、

全長九千七百六十五間

一、千八百五十間 岩間堰

内 百二十間 矢島村山堀貫 高さ六尺 横五尺

八十五間 百沢村山堀貫 高さ 広さ 右同断

百八十間 片倉山堀貫 ” ”

二十五間 桜岩堀貫 ” ”

千四百四十間 乗堀堰

一、七千九百十五間 土間堰

内 六百間 築堰

但 高さ五尺〜八尺

馬ふみ 一丈五尺

地 際 二丈四尺

七千三百十五間 乗堀堰

とあり、また元禄十四年幕府の直轄領すなわち天領になった時に代官市川孫右衛門に提出した書類には

長さ 一万二千百二十六間

横七尺 深さ三尺〇四尺

とあり、大体五里余に及ぶ長い水路である。それではここで、この水路開発者の略伝を記すことにする。

(注)

岩間堰とは主として片倉から春日取入口までの水路をいい、土間堰とは布施から下原までの間の水路を称したようである。

また築堀は平地に土を築き上げてその堤の上に水路を通したものであり、乗堀堰とは平地を深く掘り上げて開いた水路をいう。

市川五郎兵衛翁略伝（その一）

市川五郎兵衛真親翁は元龜二年六月九日（一五七一）上州南牧羽沢に生まれた。（現在の群馬県甘楽郡南牧村羽沢）父は山城守四郎兵衛真久、母は当時上野国宮崎の城主小幡上総介信定の老中であつた二橋加賀守定忠の娘である。初め市左衛門といい後家統を継いで五郎兵衛真親と改められた。

翁の祖先は新羅三郎義光から出ており三代ほど下つて義行奈古八郎と称して山梨郡府中に住んでいたが源頼朝源家再興の旗挙げをするやその手に属して軍功を抽んで甲斐国八代郡市川荘を賜わり、移り住んで市川を姓としたといわれている。義行から七代ほど経て市川五郎満久は新田義興に従つて所々に転戦し軍功をたてたが、延文三年江戸矢口渡の戦に足利氏の軍の誘討にあい二十五才で討ち死にしている。

太平記に「土肥三郎右エ門、南瀬六郎、市川五郎、三人は各々はかまの腰引ちぎりて裸となり太刀を口にくわえて河の中に飛び入り、水の底をくぐりて向う岸にかけ上り敵三百騎の中にたち入り半時ばかりぎり合ひける敵五人を討とり、十三人を手負わせて同じ枕に討たれにけり」云々とあるこの市川五郎が実には翁の祖満久である。満久の子真重はこの時わずかに三歳、世は足利氏の治世となり、南朝の遺臣にとつては由緒深い市川荘にも安穩に住む事ができず、ついに家臣従僕をひきいて上州南牧の地のがれ入り、以後五十年この山谷の間に蟄伏して過ごすことになつたのである。有名な宝篋印塔（元羽沢市川家墓地にあつたが現在は長野県北佐久郡浅科村市川家の墓地に移す。明德庚午十月とあり。）はこの矢口渡の戦に志空しく討はてた英

靈の菩提のために建立した供養塔であるといいつたえられてゐる。

真重から二代下って真保の代になって上州宮崎の城主小幡氏の幕下となり、武名四方にきこえるようになった。小幡信定が当時千騎の将であつたといわれるので市川家の規模も推測して南牧谷十余ヶ村を領する豪族であつたと思われる。この子真治は五郎兵衛翁の曾祖父であるが右馬介と称し智勇兼備の驍将であつた。

真治は初め小幡信定の家来として共に上杉憲政に属しておつたのであるが、憲政北條氏康のために失格すると折から甲州を根城にして急速に台頭してきた武田信玄の幕下に属した。

市川家の居城のある南牧羽沢は「高山峨々と聳、溪谷深巖難也、甲信越其外所々之間道有、就中余地峠、田口峠、内山峠此三ヶ所は甲信依順路」というので信玄は市川家の存在を非常に重視したようである。天文五、六年以来甲州信州兵を交えてやむ時なくいつも手兵をもつて信玄軍にさきがけてその進路を開いたり、兵糧を送つて甲軍の窮状を救つたりして市川家と武田家とのつながりは急速に密接になり、天文六年の金襴一反を与えての信玄直筆の感状を初めとして朱印感状を受けること十余度に及んでゐる。

天文十六年瀬戸（現在中込町平賀）を領した他永禄三年には軍功により小田切、高野町（南佐久郡臼田町切原及び佐久町）に百二十貫、蓬田、桑山（現在北佐久郡浅科村）に七十貫、海瀬三箇（現在八千穂村）に七十貫の土地を貰つて領有した。

その文書の一部を記すと

別而就忠節瀬戸百二十貫之所出置候於向後弥奉公肝要候仍如件

天文十七年戊申八月十一日

市川右馬介殿

此度之就忠節小田切、高野町百二十貫蓬田桑山七十貫之所右馬介海瀬三ヶ百三十貫崎田七十貫之所右近介書置候向後仍如件

永禄三年五月六日

晴信書判

市川右馬介との右近介との

武田氏にくみし南牧衆として勇名を轟かした右馬介真治も天正十六年（一五八八）七十三歳で亡くなったが、それより先その子の真貞が永禄元年五月信州佐久郡に地下の乱の討伐に出かけ芦田において二十二歳の若さで討死してしまつたので市川家の家督は孫の四郎兵衛真久が継いだ。この真久が五郎兵衛新田開

発主市川五郎兵衛の父真久である。

真久は幼少の頃から戦場に立ち、十五歳の頃祖父真治に従って信玄小田原攻めの戦（永禄十二年）に参加し、敵の一将と組みあってついにその首級をあげ信玄の激賞を受けるなど、武勇のすぐれた方だったが、その後いくばくもなく武田氏の武運も傾き天正十年（一五八二）武田勝頼は天目山で敗死し、甲信の地は信長に属し滝川一益が関東管領として上州厩橋の城にはいると市川家の信州各地に持っていた領地もことごとく没収され、わずかにその本拠の羽沢付近を残すのみとなった。

続く本能寺の変で上州は北条氏の所領となったが、それも長くなく天正十八年北条氏は秀吉に滅ぼされて関東は一円徳川家康の支配するところとなった。このように時勢は市川家に幸せず真久等一党はまた南牧の山あいに籠居することになったのである。真久の譜代の従者には祖先以来領有してきた付近の羽沢勘能等の山野を分けあたえ新畑を開かせて所々に住居させるなどひたすら郷民の治政に専念して南牧の地の経営に力を尽くした。市川家の譜代の数は百名ほどであったろうか。

市川五郎兵衛翁略伝（その2）

永禄十年（丁卯）八月武田信玄が信州諏訪神社上下社に奉った戦勝祈願誓詞文集衆の中には、南牧衆として、小沢源十郎、市川四郎兵衛真吉、懸川彦六郎直重、高橋左近助重行、市川兵庫助景吉、市川四郎左衛門重誉の六人の名が載っている。（市川家古文書）このうち三人が市川家一族であって、重誉が砥沢、景吉が大塩沢、真吉が羽沢即ち五郎兵衛の父真久である。前記した市川真保の子三人が各々一家を持って、長子真乗が砥沢に、三子真好が大塩沢に住んで三者常にくつわを並べて出陣し、信玄の股肱として勇名をはせ南牧市川氏の武威諸将のおそるるところであった。この四家がそれぞれ本拠に引きこもって譜代の家臣を養い、（砥沢家譜代百三十人とあり）郷士としてその声望近郷に錚々たるものであったことは、前述したとおりである。小沢、高橋両家もまた市川家の縁者であるので南牧六人衆は全く心骨を同じうする一統であって、下仁田以西二十キロに及ぶ南牧谷ことごとくが市川氏の治下にあったとしても過言ではあるまい。天正十八年七月豊臣秀吉は小田原に北条氏を滅ぼし、徳川家康は功によって、関東一円をその所領として封せられ、八月江戸

に入城したのであるが、当時の群雄中、特に人心の取
攬に心魂をくだいた家康が、この市川氏を見のがすは
ずはない。直ちに直臣本田佐渡守をもって、市川四郎
兵衛真久を招き、礼を厚くして在地をはなれて仕官す
るようにと懇々諭示したのである。かつて小幡信定を
その危難から救って盛りたてて来た智謀といい、武田
信玄の股肱として上信各地に転戦して忠功を抜んでた
武勇といい、家康は早くからその勇名を伝えきいてい
たので、臣下に附し得ないことは残念でたまらない。
翌天正十九年再び佐渡守をして仕官を勧めて来た。然
し、真久は心中深く決するところあり、どうしてもそ
の招請に応じない。家康は数多の譜代を擁して、上信
国境に近い要衝にある市川氏をそのまま思い切るのも
心惜しく、「甲信越外其諸国為問道大切之所也、両氏譜
代之従者干ニ令教多扶持由、若奉背於上於有通之候、速
討捕可言上与……」という一札をあたえ余地峠、内山
峠等を越えて上州、信州をつなぐ問道の関守のような
役目を依頼し、弓十張、長柄槍十本を下げ渡した。「依
難黙止之受取厳重任守備……」と古書に記されている。
後年日本全土を統一して、いわゆる封建支配者となっ
た家康であるが、当時の市川氏にとっては主家が滅び
て幾年も経ないのに節を屈してその下に属するには、

あまりにも俠義剛骨の真久であった。

その後文禄二年（一五九三年）に三度招請されたの
で、真久もついに意を決してその子市左衛門を代って
江戸に出府せしめたのである。これ即ち市川五郎兵衛
真親であって、当時わずかに二十三歳の青年である。
この青年こそは幼にして主家は傾き、祖宗は戦没し、
十一歳にして天目山の悲劇にあい、一家はこの山谷の
間に蟄伏籠居し、本能寺の変や山崎の合戦や幾多武人
の盛衰興亡を伝え聞きながら、多感な少年期を人とな
ったものである。しかし剛勇にして義侠に富んだ曾祖
父真治や父真久の厳格な薫育を受けて大胆剛骨の青年
であった。真親は単身出府して家康に謁したのである。
家康はこれを引見してまずその労を謝し、家系を語り
決して一郷士として終るべきでない、青年真親の雄
心をすゝめて改めて旗下の士に取り立てようと懇々勧
め諭したのであった。真親はその時、家康にとっては
真に意外であったにちがいない。「志既に武に非ず、
殖産興業にあり」と奉答して仕官の勧めを決然と断わ
ってしまった。家康の威武もこの一語いかんともする
ことができず、真親の決意の堅く、ついに抜くあたわ
ざるを見てひたすらその意を推奨して、殖産開拓許可
の朱印状を与えたのである。

一、分国中山金川金芝間共に可堀之事

一、譜代下人何方に雖令居住当主人に一往相届可召返之事

一、百姓屋敷四壁林之外者無異儀可令取草木事

右領掌不可有相違者也仍而如件

文禄二年十二月十六日

大久保十兵衛尉奉之

市川市左衛門

この第一項は後に五郎兵衛新田開発のよりどころとなった箇条で、家康の領分内ではどこに鉦山の発掘をしても、また開発開墾を行っても差し支えない。次は、譜代の家来をどこに居住させておっても、召し返す時に一応当主人（徳川氏）に届けるようにということ、今までもって来た豪士としての（小大名）面目を保持し得る譜代の下人の支配権を認めた条項である。第三は家康の政権によって支配される百姓の屋敷まわりの草木は切り取る様なことをしてはならないが、その他はどこでも伐採刈取り一向差し支えないとの意である。大久保十兵衛尉は当時、鉦山や土地開発等の元締めをしておいた人で、家康に代わってこの朱印状の責任をもった訳である。

五郎兵衛翁の人となった時代、並びに環境は全日本の統一時代であって、はかない個人的生命の活躍のままにまかされた戦国武士の生活はすべて精算さるべき機運が熟しており、五郎兵衛翁は実にこの時において新時代の歩みの第一歩を力強くふみ出されたとみる事ができる。

家康の直轄軍（旗下）として、その家臣団にはいることをしりぞけ、殖産興業に志を立ててあくまで従来のようにその譜代下人と共に一郷士としての面目を保持し続けようと決意を固めたのであって、家康もついにこの朱印状によって一応妥協策をとらざるを得なかったのであろう。

南牧にかえって砥石山の経営や山野の開発や国境守備等をつとめて、機をまつ間に豊臣氏は滅び、徳川氏は天下を統一して謂所、元和偃武となり、文禄二年の朱印状は種々の意味から、実に多角的な光輝をはなつべき時が到来した。五郎兵衛翁は齢ももはや不惑をこえ、ついに意を決して幾多の關係者をひきいて佐久郡にはいり誘い導き率先して新田開発に着手したのである。

（参考）

市川家系譜

市川五郎 南牧に入る

右近介 四郎左衛門重譽

滿義—滿久—真重—清信—信保—真保

真乘 — 久乘 — 久光

砥沢市川の祖

右馬介 山城守四郎兵衛真吉

真治 — 真貞 — 真久

羽沢市川の祖

兵庫助景吉 五郎兵衛弟

真好 — 真成 — 真令 — 真因

大塩沢市川の祖 養子として再興する

五郎兵衛

真親 — 真利

五郎兵衛新田開発の祖

市川五郎兵衛翁略伝(その3)

市川氏と佐久郡との関係は、翁の父祖が武田氏に従って、上信各地に転戦活躍し、佐久郡においても所々を領有して勇名を馳せた事はすでに記述したとおりであるが、その所領を得た経緯を少しく述べる事にする。文明、長享の頃から佐久郡も全く混乱の巷と化し、所々に割拠し、地ざむらい、いわゆる佐久衆と称ばれる諸将が、延徳年間、武田氏の佐久郡侵入以来、ある時は村上氏によってこれを押し返し、また逆に甲州に攻め入るような場面もあったが、次第にその勢力に属して、ついに天文十七年(一五四八)武田信玄は最後まで残っていた田口城主田口長能を陥れて、佐久郡は全く武田氏の掌握するところとなった。市川右馬介真治はこの戦いにおける功績によって、瀬戸百二十貫領有の信玄朱印状を受けたのである。また永禄三年には上州宮崎の城主小幡尾張守がその家臣長野信濃守、神成図書介等の反乱にあつて、南牧羽沢にのがれて来て、市川氏に救いを求めた。翁の曾祖父真治等市川氏一統は相謀って、小幡氏をひとまず大日向城にかくまい、援を信玄にこう一方、砥沢に向かつて破竹の勢いで進撃してくる反乱軍を途中におさえて、撃ち脳まし、信

玄の援軍到着を装うて山々峰々に数千の炬火をたき、あるいは寺々の鐘鼓を打ち鳴らし鯨波をあげてその勢いをしめしてついに反乱軍を追いつめて四散させた。そして宮崎城を奮回して小幡氏を迎え入れた。信玄はその智謀に感じ、その功を激賞し朱印状を与えて信州各地を領有せしめたのである。蓬田、桑山（現浅科村八幡地籍）七十貫、小田切、高野町百二十貫、海瀬三箇百三十貫、崎田七十貫、あわせて三百九十貫文の土地がそれである。（貫文の数字は大体当時の土地の面積に相当する）天正十年織田氏の領となるまで約五十年ほどの間武田氏の治政と相まって、市川氏と佐久郡の關係はその所領を中心にかたく結ばれておったのである。五郎兵衛翁がこの地の開発を着想したのも偶然ではなく、着手するとこの地の住民が嬉々として、その下に集まり、その事業をたすけたのもこのような深い結ばれがあったからである。たちまちにして七百町歩の水田を開くことができたのは、曾祖父以来の市川家の徳望が、佐久一円の地に深く浸透していたかを偲ぶに足るのである。

五郎兵衛は佐久郡にはいるとまず、三河田、常木の二用水の開削に成功した。三用水路の総延長十有余里その潤す墾田現在の四ヶ市町村にまたがって、実に七

百町歩と概算されている。

各地とも水利に乏しく、三河田用水は湯川を岩村田の東、字崩瀨付近で締揚げ、鼻顔稻荷神社の山腹を隧道をうかがって通水し、猿久保を経て三河田、今井、横和の耕地を灌漑している全長一里五町に及ぶ水路である。三河田の古村は蛇場川の西、滑津川の北で、千曲川も往時はこの辺を曲流していたといわれ、この三川の近くに村落があったといわれる。（現村落より二十町ほど東方である）その後、三川の変化があつて、水田灌漑ができなくなり荒廃しておつたところに、翁が新しい土木技術によつて用水路の開削を行い、三河田新田開発がなされ、さらに今井、横和の炊煙をも増すことができたのである。三河田用水は翁によつて開かれた用水路の中、最初のものであつて、同時に佐久郡における新田開発の先驅をなしたとみることができるのである。続いて開発された市村新田常木堰は、湯川を岩村田の東で西に揚水し、川の西岸を南に沿って城山をまわつて屈曲し、西に向かい行程一里二十余町市村新田に通じ、近傍下塚原、中地、根々井、落合、大和田、塩名田等の各部落に、貫流地域はいずれも火山噴出物の堆積土、軽荘な火山灰土のところでは漏水や堰堤等のため非常な苦心を重ねられたといひ伝えられ

ている。しかし多大な難関に出合いながらも、生命を賭し、私財をことごとく投じて、完成させたのは三番目に開削した五郎兵衛新田用水である。

市川五郎兵衛翁略伝(その4)

五郎兵衛新田の地は蓼科山のすそ野が長く北に伸びて、千曲川に至ってつきあたり、古くその名を知られた望月御牧の東南に広がる平原であって、当時すでに大きな村落をなしていた。矢島、八幡、蓬田、桑山、御馬寄等の各村の入会地で、あるいは矢島原といい、あるいは八幡原と称されて、御牧の郷に属した土地高燥、水利を欠いた草原であったと想像される。

最初、翁は南佐久郡白田の付近から千曲川揚水の計画を進められたが、途中、片貝川を初め幾多沢々の押し出しや沢川と交叉することになるので、引水工事の容易ならぬことを知りついに断念し、意を決して蓼科山にわけ入り、篠笹の生い繁った山腹や、つが、唐松の原生林におおわれた深い溪谷を探って源水を求め山嶺に登っては地理を案じ、刻苦踏査ようやく蓼科の山頂近い千八百メートルの高所で、双子池の水筋かと思われるほど、滔々と流出する潜り篠の源泉を得、さらに鬢水平のそこここに湧き出る数多くのしたたりを

見立ててここに引水の端緒を聞かれたのである。

これらの湧水はすべて細小路川(鹿曲川上流)の源泉であるが、最初翁はこの水を引いて春日村の奥、岩下の地、旧高八石余りの開発を試みたが、かねて内意を得て着工した矢島原(五郎兵衛新田)開発の水路工事が進捗したので、岩下の開拓地をそのままにして矢島原開拓に専念することになった。寛永三年改めて領主(小諸松平因幡守)の許可を得たのである。(開拓許可状は第一号掲載)

岩下からさらに数多の溪流をあわせて北流する細小路川は、旧春日村の本郷北東で湯沢川と合流して鹿曲川となる。源水からこの間十四キロ余り、この合流点真下において二流をあわせてせきとめ、全水を湛えて水門を設け鹿曲川の東岸、協和村字松の木窪に揚水してここに堰路を開く。ここから協和村地域を川に沿って北に向い、鹿曲川に面して連なる高さ数十メートルの断崖の腹間を掘削し、あるいは隧道をうがち、石積み堤塘を築き、木樋をかけて谷を渡り、芝をはり、土俵をふせて水漏れを防ぎ、ようやく片倉隧道に到達すると、大きく右に折れて高丘を横切り布施村にはいる。この間は俗に山堰と呼ばれる難所で、蓼科山の噴出物が堆積した凝灰岩碎屑層と砂岩、角礫岩等の累積層

の組みあつた地層で、鹿曲川によって浸食されて出来た岩涯である。その上に高い棚のように岩を切り込んで堰路を設けたり、隧道を貫いたりして岩場約二千三百米に及んでいる。

翁はこの難工事に際しては、石切りを集め鍛冶を雇い入れ、又人夫の一部を蓼科山にやって薪をとらせ炭を焼かせる等綿密周到な計画をたてて敢行されたようである。目論見書の一部に

一、乗切岩 七百七十間
但百九十二日半

八人にて一日四間宛可切積り
一、永二十五貫六百六十七文

石切千五百四十人半日用
一、永三貫五百四十三文

鍛冶百九十二人半日用
一、永二貫八百八十八文

蓼科山にて鍛冶用炭焼並運手間共
但一日十五文づつ

百九十二人半日用
一、永一貫六百八文

食焼百九十二人半日用
但一貫文につき百二十人宛

一、永五百文
一、永一貫六百五文
蓼科山にて薪百二十八駄拵並運手間共一面の
但一日四束の積り

百七人半日用
永小計三十五貫八百七十七文

一、黒米式拾四石四斗七升五合
式千式百廿四人半

と記されている。永は永楽銭による勘定でこの貨幣によるほうがよかつた訳である。

旧布施村の中央（入布施）で木樋をかけて布施川を東に渡り川に沿って北流し、百沢部落の南部において布施川に崩れ落ちる高い断崖の腹間を隧道によって貫きつつ東折して南御牧地域にはいる。さらに南流して野を縫い山を回り屈曲旋転矢島にはいる。部落の東を回り矢島山の丘を大きく迂回して、現在の旧御牧小学校の南を通つて、丘を東に横切り、南に折れて、浅科中学校の南を西に向かい、鶴沼部落の西を南流して、大池を回り上原中央の配水盤に到達する。これが翁によつて最初開削された水路である。学校の丘を大きく迂回する水路はわずか三、四年通水しただけで廃し、苦心し矢島山を削貫して隧道を設け、矢島宝泉寺の本堂

裏から大池の西に直通する水路を新設した。この流域は旧九ヶ郷すなわち春日、協和、布施、南御牧を迂曲して延長五里余に及んでいる。

上原の配水盤において三条に配分される。一条はその幅八寸で南佐久郡相浜（最初は分水されていなかったが十数年後慶安元年相浜に分水した）に、一条は幅一尺五寸で上原区の東方及び東南方一帯、中原東方等の耕地に、また一条は幅四尺二寸で下原方面に向かつて配水されている。

下原方面に通ずる堰路は、翁の最も苦心を重ねた工事で、上原と下原が比較的高く、その間約千二百米の所が低いので堰路を築き立てなければ下原耕地に水がのらない。そこで翁は、最も低い所で高さ八尺、平均高さ五尺の土盛りをして、地ぎわ幅二丈四尺、土盛りの上端（馬ふみとよんだ）を幅一丈五尺とした。この土手の上に、幅五尺深さ二尺の堰を掘り通水したのである。よくよく打ち固めて築き上げられた堤塘であるが、水を通すと忍び漏れがはなはだしく至るところ決壊していかんとも手の施しようもなかった。一時茫然としてしまったようであるが、種々苦心、工夫を重ねようやく田楽積の妙法を得てついに完成を見ることができた。それは切芝を重ねてそれに串をさすように杭

を打ち込み、また芝を重ねて杭を打ち、こうして交互にくりかえし、たたみ上げることによって力を相補い得て脆弱な盛土の堤塘を堅固にすることができた。（この杭のことを小綱とよんでいる。切芝を用水普請に用いる事もつい最近まで行われていた）。このようにして崩壊は防ぎ得たけれどもなお漏水がはなはだしいので、真綿を流して漏れ穴に吸わしめその上に土砂を入れて埋め通水の完成を得たのである。これが土樋である。

市川五郎兵衛翁略伝（その5）

また堰路のうち片倉隧道は全長三百二十七メートルもあり、二百二十余日の日子と三千九百六十人の人夫を要した。所要品も黒米（玄米）四十三石五斗六升、灯油一石一斗余、薪式百五十駄（千五百束）、その他鍛冶用炭、塩、味噌等莫大な費用であり、一日十八人の人夫が約一メートル四十程あてくらい掘り進んで行った事になる。この隧道は現在もほとんどそのままになっており、中にはいつてみると、ところどころ燈をいたと思われる棚のような掘りこみや、内面一面ののみのあとが歴然と残っていて測量術の幼稚な時代に、このような大土木工事を成しとげた翁の苦心のほども

偲ばれ崇高の感に打たれる。特に穴口から穴尻まで四メートルの落差をつけ、隧道内の川床を波打たせて掘り、隧道の線を総体に左右にゆるく屈曲をもたせて、これによって隧道内を水は非常ないきおいでおどりながら流下して土砂等のたまらない様に工夫されている。現在もなお及ばない様な測量や工事はどのようになされたかはつまびらかではないが、春日の揚水口からこの片倉隧道に至る間のいわゆる山堰の測量には、夜間燈火を利用してなされたと言ひ伝えられている。それは鹿曲川に面して連なる山沢や断崖上に、点々燈火をともし、それを春日の別府や協和の比田井付近の高丘から望見して点々と連なる燈火の線を一直線にならしめて、堰路の予定の水平を見定めたといわれる。また、最近市川家の古文書類の中から発見された、砥沢市川家（市川半兵衛）から五郎兵衛翁にあてた書簡の中に「……はたまた朝鮮人於今不参候何時其御地へ参候とも知不申候……」とある。このことから推測して、翁は朝鮮人を技術者としてか、あるいは労働者としてであるかは不明であるが、ともかく招くことを考えていた事が判明した。故郷の砥石山から石切りの技術者をつれてきており、鍛冶職人を抱え、人夫を雇って、岩を切り隧道をうがち、驚くべき高度の技

術をもつてつくられた用水路であることがわかるのである。これらに要した費用も全く翁の自費であつて全く他の援助を受けていない。父祖以来、南牧の谷に君臨してきた豪族であつたこと、そのうえ丁度そのころ砥沢に砥沢市川家と共に砥山を経営していたので、随分豊かな財力を持つていたと考えられる。元和九年（六二三）から約百年程の間の覚書によつて年収を概算すると、年千二百六十五兩、運上金（幕府上納）が四百六十九兩、人夫その他諸経費を引いても純益百九十兩もあり、従つて当時五郎兵衛は、私財を投じて心魂をくだいて用水開削にはげんでいた時なのでこの収入は、実に有力な資金源であつた訳である。

しかしさすがの市川家の財力も三河田、市村と新田開発をして、いよいよ五郎兵衛用水の工事にとりかかり、その工事も半ば頃になると、ついに資金難に陥つたやうである。新田開発が一段落した寛永二十年に翁は借財返済の諸整理をしているが、その金額は千四百十二兩。その金の借り入れ先は主に、上州砥沢藤岡、吉井及び近郷の親戚である。なお、砥石山の経営権の半分を江戸浅草の間屋由井平右衛門に譲渡してしまつており、資金調達の面でも随分と苦心された事がわかる。

翁はこの工事を起工するにあたつて、伊勢大神を祭

りあしたゆうべに礼拝して、工事の成功と安全を祈念されたといひ伝えられている。その信仰を物語る逸話の数々が今も残されているが、その一つにこんな話が残っている。『偶矢島隧道開削中の出来事である。人夫が皆掘貫の中に入って一心に掘り進めている時、急に坑外で伊勢神宮の御神楽の太鼓のはやしがりきこえてきたので、人夫達は何事だろうと我さきに坑外へ飛び出してみた。しかし外は何の変わりもない。五月の薫風が若葉にそよいでいるばかり。人夫一同あつげにとられ不思議がつっていると、坑内が一大音響と共に落盤した。翁はじめ人夫一同はこれこそ日頃信仰する伊勢の大神の加護であると深く畏敬の念にうたれ、いよいよその信仰を深めてひたすら工事にあつた』という。実に刻苦惨たん、命がけの工事であつたにもかかわらず一人の犠牲者もなく成功したのは、翁の信仰のためなもので、この信仰が翁の下に集まる人々の上に精神的な大きい力として作用していたためと思われる。

かくして堰路も完成し、翁は上州以来の関係者はもちろん、地方先住、新来の人々をもすべて一様に矢島原の原野を開墾させた。寛永八年には、すでに高四百三十九石四斗七升の開墾を見、同十九年には五百十五石一斗一升到進み、荒漠とした矢島原の草原が一望の

墾田と化したのである。当時の小諸藩主松平因幡守の検地を受けて、立派に矢島原五郎兵衛新田村として一村をなし、寛永の末には実に八百七十石（ほぼ現在の総反別に同じ）となった。近郷の村人は開拓の進度があまりにほげしいので、領内までも侵墾されはしないかとおそれて、一夜の内に境域に土手をきずいてあふるるばかりのこの勢いを防いだという。今に一夜土手と呼ばれる地名があり、語り草がのこされているほど、新田開発は非常な勢いで進められたのである。

寛永の末には村高において佐久郡の大村となったが、まだ草創の際で、四方雲集の無頼の徒もあり、ややもすると風俗を乱し誠実な百姓の離散をさえ見るに至つたので翁は、法度をもうけて一村の婦すうを示し、さらに山林法度等をして山林の保護を講じ、水源をやしなない水路の保全にねんごろな訓戒をたれ、常に民生の撫育と村の発展に努力された。左の文書によつてもそれらのことを推測することができる。

差上申一札之事

一、御公儀様より被仰付候御法度仕置之儀者少茂相背申間敷候事

一、御公儀様より被仰付候外当村御仕置之儀者五郎兵衛様御代ニ被仰付候通り貴様御仕置何儀而も

少も相背申間敷候事

一、ばくち以下何而も勝負之点一切仕間敷候事

右之通り五郎兵衛様御代ニ数通証文上置候得共今度御替目ニ御座候間別紙証文差上申候此上者弥々むくち子供下人以下ニも堅ク可申付候則ばくち仕候か其上何儀ニ不依あやしき者御座候ハハ五人組より可申上隱置脇よりきこへ申候ハハ其之者之儀者不及申五人組迄如何様ニ被仰付候共異儀申間敷候為後日一札如件

寛文七年未閏二月十二日

庄屋 武右衛門

組頭 九兵衛

以下連名

市川四郎兵衛様

差上申一札之事

一、当新田村之儀者松平五郎様より五郎兵衛様を御頼被成候ニ付御取立過分の金銀御被入用水堰水渡被成百姓心安田作仕付申候其上新田御百姓之儀者五郎兵衛様御代より万事御仕置御差引被成候殊ニ身代不俣成御百姓ニハ金銀借御差引を以何茂御百姓身代立申様被成被下候扱又内々御仕置御差引之儀者五郎兵衛様御代之通少も違背仕間敷候喜太郎様御代は不及申御子孫迄茂先例通りニ可仕候若違背申者御座候ハ

ハ例之通所御弘被成候共一言之儀申上間敷候為後日一札差上申候仍如件

寛文七年正月八日

兵三郎 印

連名 印

庄屋

武右衛門 印

市川四郎兵衛様

(注) これらの証文は、翁が寛永五年に逝き長子四郎兵衛真利に代替りとなった際、名主以下村役人村百姓全員連判の上差し出した誓約書である。

市川五郎兵衛翁略伝(その6)

村人もよく翁の意を体して法度の条項等固く守りあい、互いに相戒めて醇風美俗を生み、しかも関東俠骨の感化もあって、任侠信義の風厚く、村の基礎がいよいよ強固になっていった。

この大事業は要するに青年時代からの五郎兵衛翁の素志が達成成就して成功したものであって、独りこれのみでなく、この後佐久郡における新田開発は皆翁を見学びこれに追隨するものが多く、当時の風潮とも相まって新時代建設の理想にもえる幾人かの先覚者と民

衆とによって、在々所々に企てられた。近くは布施の式部、抜井、中居新田、浅麓の間瀬口、八満村あるいは御影新田、蓼北の塩沢八重原新田の開発など皆それであって、中には親しく翁の事業を学び翁も又何かと便宜を与えて工事を助けた所等もある。寛永十九年、領主小諸城主松平因幡守は

新田御褒美領之事

高百五拾石者地方也、

右是ハ三川田新田・市村新田・矢嶋新田三箇所之新田被取立、前代ニも無之井水を見立、就其被入過分之金銀粉骨無比類候、其方を見様見学ニ在々所々ニ少宛之切発共出来候事無申計候、弥相残所をも於被取立者重而御褒美可有之由御意ニ候、仍書出如件

寛永拾九年午

三月十一日

土屋新左衛門（花押）

高木三左衛門（花押）

金田八左衛門（花押）

市川五郎兵衛殿

と褒賞され百五十石の知行地と屋敷を賜い、ひたすら翁の功積を顕彰したのである。

翁は人となり達識にして剛直清廉、俠氣があり、初めこの地に鋤入れすると小諸領主から再三の故障があ

ったがひたすら仕事をおし進めて行かれた。ついに重臣をさし向けての抗議に及んできたので初めてさきの朱印状を示して先方を啞然たらしめたと言う。その時の小諸領主の恐縮の様子は次の書付によっても推察できる。

御朱印拜見過分之儀ニ候御文言之通り領内ニ於可随意之旨被申聞候仍書出如件

寛永二年二月二十一日

高木三左衛門

金田鞞貞

市川五郎兵衛殿

小諸領主もその頃はまだ大規模な土木事業による新田開発は全国に類がなかった時代なので、翁の事業に大いに疑問を持っていたのであろう。後になって翁の事業が成功するとついに確信を得て、今度は領主が助成金を出したり、人夫を補ったり、あるいは藩士にこの仕事をさせるといふような積極策にかわっていつて佐久郡の新田開発全盛時代を来たしたのである。また松平因幡守は翁を重臣として召し抱えようと礼を厚くして申入れたのであったが、新田開発に専念していた時なので「……家雖為小家公之得奉仕者即足而已……」（市川家中興家譜による）と請いに応じなかった。こ

の時領主は翁の舎弟六左衛門真政、左々衛門真之の二人を各々弍百石をもって召し抱えた。(松平氏が国替の時この二人は飯山の藩主となつていった。)剛直活淡の人柄が偲ばれるのである。あるいは工事中資金の欠乏を来たして、人夫はまさに成ろうとする事業をすて離散しはじめたことがあつたが、この場合に処しても五郎兵衛の対策はいかにも楽天豪快であつた。郷里の砥石山から砥石を千両箱に一杯つめて、駄馬に積み峠をこえて大元気で持ち込んだ。これを見た人夫等は大金が到着した事と信じていよいよ元気づき、夜を日について工事を遂行したという。虚言を言わぬ人にして、初めて一生一代の大虚言も言い得るであろう。しかもこの権道的機転が人夫に厚く信ぜられた翁の日頃の徳が慕わしい限りである。

郷里南牧は非常に險難の地で、山岳が双方から迫る。鑓川の峡谷の間にあつて、世を避けて、心魂を長養するには得がたい静寂な境地であるので、多くの浪人志士、幕府のお尋ね者等が常に来訪した。一体、五郎兵衛自身ある意味において義のために禄をすてた男である。その徳風と俠氣を慕つてこの地に進んではいり来たのも多かつたであろう。翁はそれらの人々をその館に寄寓させ養いかくまつて用いてあえてはばかるとこ

ろがなかつた。片岡七郎兵衛、戸沢平右衛門、吉野治助、山崎十兵衛、神白民部左衛門、江村橋右衛門、益田十蔵、宇津盛四郎右衛門等はいずれも翁の徳を慕い、俠氣に感じて終生翁の下にとどまつて心魂ささげた人々である。中でも戸沢平右衛門は後藤又兵衛、木村重成等の書簡や書き付けを所持しており、明らかに大阪城中錚々たりし浪人であると認められながらもついに終生、その身分生国を語らず、翁もまた深く問いただしもしないで互いにゆるしあい現在もなお、当村の翁の墓側に永眠している。軍略家で数理にたけ、用水路一切の測量はこの人によつて成されたといわれている。また武芸にも長じ吉田流弓術の奥義をきわめており、この門弟の根沢太右衛門清八は京都三十三間堂の射場において、全的を射とめ市川五郎兵衛内根沢太右衛門清八の符をかかげたと云う。また神白民部左衛門次長は劍の達人で居合無想居合無上劍等の劍法をきわめており、翁の子弟や家臣等を練成した。この流れを受けた極意伝授の巻物が村に伝わっている。

領主に対する気概といい、楽天豪快な機転といい、浪人や幕府のお尋ね者をかくまつてはばからない俠氣といい、皆その人格の各面がしのばれるが、翁の深慮敢行の性格こそ見のがすことのできない一面である。

十年にもなんなんとする長年月水路開削、水利の開発に従事しいかなる苦難に出会い、障害に行き当たっても、泰然、必ずこれに打ちかって己の所信を貫徹しなければ止まない意気と熱と力を有していた。さらに、この終生の大事業を成就するのに大きな力となったのは夫人の内助である。

夫人の名はきよといひ下仁田の宮街道高橋長右衛門の娘である。高橋家も市川家と同じく、当時小幡信定の四天王と称された一家である。田楽積みの築堤法や真綿流しの妙案もみなこの夫人の献策によるものといわれ、いづれも田楽焼やなべの底穴のふさぎ方など日常の事から思いつかれた新工夫を提供したものである。この他夫人の内助を物語り、賢夫人きよの面目をしるばせるような逸話の数々がのこされている。工事があまり長引くにつれて人夫らもその成功を危ぶみ去らんとする事もしばしばあったというが、この時いつもこれらの人達を厚くいたわり、懇々と説き、これを激励して工事を遂行させたのはこの夫人であったという。翁は身命を賭し、ことごとく私財を投じて開削した堰路の用水権も少しも私するところなく、一切をあげて全村民の有とし、自らは何の特権も求むるところがなかった。村の基礎も安定し水田の開拓も一段落ついた

ので、寛永の末になると翁はひとまず故郷の南牧に帰られた。五郎兵衛新田開発のための借財の整理や市川家関係者の面倒をみることにしばらく専念された。すでに七十歳を越え、身は仏門に帰依され、禅門に遊び光風清月を友として悠々自適の生活にはいられたのである。

市川五郎兵衛翁略伝(その7)

翁は晩年、重金法印を開山として郷里羽沢に建てた世尊院を初めいくつかの寺や堂を建立して仏道に精進されたが、寛永五年九月九日天寿を全うして、九十四歳の高齢で五郎兵衛新田の地で亡くなられた。遺言によって当村救里丘に葬り、墓碑に

覚樹院巖鉄円心大徳

当村開祖市川五郎兵衛源真親

と刻まれている。村民は翁の徳を慕い偉業を崇敬して明和元年九月社を建てその霊をまつり、寛政六年十月神祇管領の宣旨がなされた翁の辞世を記して略伝を終える。

辞世

読み

無二色心名自性 色心に二無く性よりす
尋常寂照露家風 尋常寂照露家の風

九十四歳遊花月
今日覚来似夢中
今日覚来たれば夢中に似たり
生も死も唯そのままは其ままをねはんといはん言の
葉あし

臥雲円心

用水維持管理(1)

用水路の開削が即五郎兵衛新田の開発であり、用水路の維持経営が五郎兵衛新田村の維持経営であるので、開村以来三百六十年村は全くその全力をこれに傾注してきた。元々險難の地形の上に困苦しての施設をほどこして通水された用水路であるので、崩壊決壊が常におこり、漏水はなはだしく、またえんえん蜿々五里余に及ぶ水路の至るところが沢々をめぐるので、押し出し土砂の流入等による埋没など、その復旧補修は常に莫大な資材労力を要し、水路の管理保全は村民の宿命的重荷になつてゐる。寛永十一年には領主松平因幡守は村民の苦勞負担があまりに多いので、伝馬役などの諸役を割り付けない事にして、次の書付を付与された。

矢嶋新田役義御参内御志ん番等者御公儀之事ニ候間
可被仕候其外之役義可為免許候為後日仍如件

寛永拾壹年戊二月五日

渡辺武太夫

印

市川五郎兵衛殿
また領内の各村に人足を割りあてて当用水の普請人足に加勢させたり、寛永十八年には堰代として高六石七斗二升三合を賦税から除き、水引きと割付書に書きのせて減免してゐる。続いて領主になつた青山因幡守も同様に継承してゐる。寛文九年甲府領(松平綱重)となると用水浚い人足一人につき米一升あて扶持米を下さる事になり、その年々の年貢皆済目録で差し引かれて負担の軽減がなされた。諸役免許もまたひきつがれて助郷伝馬等に全く出ることにはなかつた。なお水路の要所四ヶ所に制札が建てられ堰路の保護が講ぜられた。

五郎兵衛新田用水堰也都而障成候儀致間敷者也
(制札場、矢島中央、八幡旧富岡街道添、布施宮街道添、春日出入口)

寛文五年には用水用材の切出した運搬等をその領内矢島外七ヶ村に布令して搬出させ、五郎兵衛用水の普請を援助したが、その布令書によれば矢島三十九人、牧布施十五人、入布施十九人、式部九人、抜井五人、中居四人、春日新町九人、春日百四十九人各村共各一丁あて蓼科山から切出し、五郎兵衛新田村名主武右衛門

方へ搬着するようになるといふ事になっている。

また天和元年矢島宝泉寺裏の隧道が崩壊し、新規に道陸神坂に作る事になったが、当時は寛文の末から延宝にかけて凶作飢饉ききえが続いたあとで、村民塗炭の苦しみをしていた時なので領主に願って御年貢籾の借用を申し入れ、市川家もまた工事費の半分を負担してくれるなど、ようやくにして新隧道を開削することができて、断水、廃村になるのを免れたのである。元禄になってもまた作ったばかりの道陸神坂掘貫が崩落したり、同十一年には堰路の所々大破して、ために普請金がかさみ、仕方なく領主から金三十両の年賦返納の定めで借用して、これらの復旧工事に充当した事などもあり、年賦金の返納は元禄の末年までも続いたようである。このようにして領主や市川家の援助を受けながらも毎年のように起る破損決壊のための臨時普請や新隧道の掘削、埋樋掛樋の用水が鹿曲川の浸食によって崩落するなど、それからそれと、用水維持管理の苦闘は果しなく続いた。

開村から正保四年まで松平氏、慶安元年から万治三年まで十三年間青山氏、寛文元年から元禄十三年まで四十年間甲府松平氏の所領で、元禄十四年から幕府の直轄領すなわち天領となった。揚手や堰路の破損、掛

樋の掛替え、新規工事などはいずれも代官所に届け出て検分をうけて実施した。その際は目論見書を作成して、場所、間数、高積り諸木鉄物、大工石工等一切の諸掛り人足を積もり、箇所を提出して普請願をすると、代官所では江戸表へ御伺いをたて、目論見仕様帳のとおり諸木鉄用買上代金、大工石工賃金等都合御入用金（補助金）を下げ渡して普請してくれたようである。元禄十四年から正徳五年まで十五年間代官市川孫右衛門は特にこの用水の普請改修に助成をおしまなかった。ほとんど年々といつてよいくらい、年によっては年に何回というほど幕府の御用普請がなされた。ついにこれらの事が慣例となって、その後も破損新規改修の都度幕府に御願書を提出すると、直ちに御入用金をもって普請がなされた。この場合用材等は木の末口三寸以下の小物は村役（負担）になっており、人足は高百石については五十人は村役として、その余の五十人に一人米七合五勺あて扶持され、百石当百人のほかは負米人足として一人に付米一升七合五勺あて扶持される事が定式のようになっていた。これ等の扶持米は年々上納割付表で差引き計算されて、いわゆる負担の軽減がなされていた訳である。また大助伝馬等の諸役も元禄七年までは前記のように免除されていたが、この

年から八幡、望月、塩名田、芦田の四宿へ大助役高五百八十六石の割付がなされ、享保二年まで二十五年間勤めてきた。然し用水の労役が多く村人の負荷がますます加わるので名主三左衛門は、この間村役人とはかつて何度となくくり返し幕府に対して諸役免許願いの訴えを続けてきたのがついにこの享保三年に免除が承認されたのである。(五百八十六石は総村高八百三十八石から控除された数字で、これに石当り何人と割り付けられる)この外、塩名田橋掛人足も正徳元年までは、五里余の長用水を経営して百姓自役でこれを維持しているという事で免除になっていたが、同年から四百三十九石で割り付けられることになって、佐久郡内橋組合村の中に書き込まれた。村人はろうばいして直ちに出訴したところ、正徳三年に取り上げられ四年から半減されて二百二十石の高に割り付けられることになった。また村内を中仙道が通っているのでその道普請人足掃除人足等も年々出役が多く、その後四十年ほど経て延享四年頃からは諸役全部賦されるようになり、人足およそ八千四、五百人もかかり村高六百八十九石五斗五升三合に割り付けられて、他村にくらべ格別難儀の村となって幕末維新まで続いて来た。

一方、水田の開発は急速に進んで寛永十年最初の縄

入からわずか(三十年)の間に矢島原、八幡原の荒野が全く一畝の余すところもなく良田と化した、なお余水の及ぶところは至るところに新開田がなされ助水口が設けられた。矢島の西久保が最も古く五郎兵衛翁の頃から「水貰い居り」と書類が残されており、協和地域が明和、布施地域を元文五年前後、八幡、矢島地域の助水口も大方同年代頃に開口された。いずれも最初は漏水を引き、遂次増反して盗水等の問題が起き、ついに助水口を設けるといった経過で開田がなされた。元文四年八幡地域から出された書類によってこの間の事情をうかがうことができる。

これよりさき慶安元年、隣接する相浜村から五郎兵衛翁の下に懇請があつて、用水の相浜への分水がなされた。

一、我等せき御ひろげ相浜新田江水渡し度御由様々御訴訟有之に付而が津てんいたしせきひろげさせ申事
実正也但村方へ手形被送候通りせきひろげさせ申御
上は水横巾八寸相浜江わたし可申候、御国替又者我
代替候共右八寸之水無相違相浜江わけ可送候少も相
違申間敷候為後日仍如件

慶安元年十月十三日

五郎兵衛

源兵衛殿
源兵衛殿

半兵衛殿

長左衛門殿

横幅八寸の分水をし相浜側では、水路全線にわたって岩間せぎ幅四尺の処を五尺に、土間せぎ幅五尺を七尺にそれぞれ一尺ないし二尺あて広め、この工事一切を負担し、なお今後用水出費の諸経費労力の五分の一負担を約束している。すなわち

相定申証文之事

一、屋わ田新田にかけ水無之ゆへ毎年ひそん致めいわく申候付今度御無心申上春日せぎ口より原新田村水引わけまで我等どもせぎひろげて水もらい申管御訴訟申処御がつてん被下忝けなく存じ候事
一、岩間の分ひろさ四尺候処耆尺ひろげ五尺にいたし
わたり可申候事

一、土間式尺づつひろげ可申候事

一、右ひろげ申以上は来る私人足は其元より出させ

申間敷候事

一、年々せぎ私人足亦は水ばん其外せぎにつき人足入
申分何時も五分の一づつ此方より出し我が方へは八
寸分水をもらへ申管に相定申候事

右条々相定申上はせぎひろげ残し候か亦是そそうにひ
ろげ申候はば水御通し不被下候共一言之子細申間敷候
為後日仍而如件

慶安元年十月十三日

長左衛門殿

源兵衛殿

半兵衛殿

市川五郎兵衛殿

このようにして相浜地域に水がわたり、当時七十五
石九斗（約三十町歩）の開田を見るに至った。

用水維持管理(2)

相浜分水に当って翁は「吾等堰」と冒頭して、たと
え国替え代替りになっても所定の八寸の水は相違なく
つかわすべしと力強く約束されたが、分水の為の工事
が竣工し水を分けて実地検分したところ、定めた通り
に工事がなされておらなかつたり、人足の出し不足等
もあったので、慶安四年三月十四日工事の相違箇所を
指摘して追工事等の善処すべき点を嚴重に警告された。
明暦二年になってようやくこの完結を見、相浜新田か
ら名主以下一同連署の証文が出されている。
用水の維持管理に当って翁は自家の職員として堰守

をおいた。初代堰守は大坂浪人であつて、市川家に臣従していた内藤与五右衛門でその後数代は市川家の家職若しくは家職であつた者の中からこれに当らしめたようである。翁は万治三年まで自ら維持経営に當つていたが、その後村百姓に運営を任せられた。しかし権利の实体は市川家の留保するところであり、当面の堰守は前記のように家職の者であつたので管理や権利についての重大なことがらは依然として市川家で執り行われていたのである。寛文五年に翁は亡くなり、同年六月長男の四郎兵衛真利は慶安以来幕府の代官置上甚左衛門の数次の推奨について意を決して、幕命を受けて上州南牧の関守となつて居を羽沢に移してしまつた。そこで自然権利の行使の機会も遠ざかり、村役人も初めの間は代行の経過を逐一報告してやつていたが、いつしかこの事もやみ今日に至つてゐる。用水の運営がすっかり村にまかされてからは堰守は堰役人というようになつた。こうなつても村役人の中では最も重い役目で、給料も常に名主給と同額で時にはそれ以上のこともあつた。元禄十四年の明細帳には名主給三石、用水堰役人給三石六斗各一人とあり、享保元年のものには堰守一人三石六斗と記されている。この堰役人を中心として用水維持管理のための慣行づけられた行事

や資料は三百数十年の歴史を語つて余りあるが略すことにする。

用水の使用に當つて番水の制度は、翁の頃からすでに定められ、開発当初は番制を乱すものがあると所払いを發するほどの厳格さで取り締まられついに厳然たる水番制が確立するに至つた。この制度を破つた時の一、二の例をあげてみると

第一例。正保三年戊七月○日付五郎兵衛あての証文によると——下新田の百姓六兵衛、長左衛門、権三郎の三人が、新入植した百姓に水を掛けさせない申し出があつたので、五郎兵衛は自家の職員である長兵衛、市右衛門の二人に調査させたところ、前記三名は恐れをなして檀那寺（長念寺）に駆込み、五郎兵衛代理の兩人に詫びを入れてきたので、番水制度を堅く守り違背しないことを誓わしめてこれを許した。

第二例。一札之事

新田之儀者開発之節より用水番水遺来候処此之度吉左衛門先例ニ背我俣ニ水遺候故御所払を請迷惑仕候就又同村之長右衛門三右衛門類御訴訟申上候得者漸御ゆるし被下忝奉存候自今以後者急度先例を相守可申候若相背申ニおいては如何様之曲事ニも可被仰付候一言之儀申上間敷候為其一札差上申候仍如件

市川五郎兵衛あての証文である。このようにして三百年来この制度は整然として守られてきた。上原中堰の番水と下原地域分水盤による配水の各地域にわたる番水と大きく二組あって、前者は六日に、後者は九日に一回りとなっていた。

寛文八年春から翌九年にかけて、早ばつのため大池の水がすっかりかかれてしまい、苗代水にも差支える状態になったので、矢島村及び御馬寄村は市川四郎兵衛に願って許しを得て五郎兵衛用水の水を引き入れた事があるが、これが大池助水の最初である。その時の証文に

去年より当春ニ至り世間旱天ニ付大池ニ水一滴無御座候付曾而苗代仕候ニ茂水被下心安苗代仕付身命遂げ御年貢楽々御納所可申と忝奉存候今度水被下候儀己来之例に仕間敷候其上御馬寄村は日損場ニて御座候ニ付年々用水盜候ものも御座候由己来左様成者御座候ハハ此方江御断可被成候急度可申付候為後日如斯御座候

寛文九年三月二十七日

御馬寄村 市郎右衛門

他五名

市川四郎兵衛様

同文の証文が矢島村からも同年四月二十八日付で出されていている。

用水普請も元禄十年までは日々人足の員数を改め請取り入れ込み普請にして、相浜との関係の五分の一の割合はそれに合うように勘定を差し引きして行ったが、朝夕の組込みや丁場定めに手間どり出費が多いので、元禄七年から一切改めて全水路を大きく三分し、それをそれぞれ五つずつに分けて十五口とし、相浜とくじによって受け取り場をきめ、結局相浜は里堰、山堰、新堰（大池西穴尻から宝泉寺裏まで）の三丁場の内でそれぞれ一丁場宛を請け取り、各々別普請にして明治八年迄この慣行によって行われて来た。相浜の請取場に対しては普請の吟味、堰請取役人として五郎兵衛側から一人あて立合うことになっていたようである。また古くは春用水浚いの人夫賃として一人米五合あて支給されたが、いつの頃からか出労した村人全部に一人木札二枚あてを渡し、これを賃銭の支払に代えた。この木札は五郎兵衛新田の発行する私的貨幣のようなもので、村で定めた額の値を持って村内に限り通用していた。年々十二月末に札上げと称して木札による用水浚い人夫賃の総決算をする定めになっていた。縦六糎横二・五糎の木札で表に人足札と焼印が押してある。

の生活史であり、苦闘の歴史であります。新しい歴史を開こうとする今日、遠く先人のあとをふりかえるのも大きい意味があると思います。

昭和六十年改版 伊藤 一 明 (稿)

「関所破りの桜」について

三百年の昔、五郎兵衛翁の遺徳を慕って、村人は社をたてて祭った。その時たまたま上州砥沢の市川家から、翁の郷里にゆかりの寺、慈眼寺に良い枝垂れ桜があるがこれを境内に植えたいから、だれか持ちにくるようにと申越された。村では早速、三人の若者に桜を貰いにさしむけた。

若者等は桜を貰い受けると、一時も早く社前に植えようと心せくまま飛ぶようにして、碓氷の関所にさしかかった。ところが早く持ち帰ろうと、気おいかんでいたので、ついうっかり通行手形を忘れてきてしまったことに気がついた。

横川の関所の門前でとまどっている異様な風態の三人を役人は見とがめて、遂に関役人の前に引き据えた。三人はかくなる上はと、互いに目くばせして

おそるおそる一部始終を役人に申し述べた。そして一通の親書を出して「この書状を開いて見て下されば事情はわかります。然し、主家の親書を無断で開いたからには、お互い生きては帰れません。腹かき切っておわびするほかありません」と覚悟の程を示して深く頭をたれた。すると役人は、「今の言葉の中に市川五郎兵衛の社へ植える、云々と言うたが、しかと相違ないか」といわれ、三人はなお一層頭をたれた。

しばらくして、「市川五郎兵衛なら苦しゅうない通れ」と、即座に通行を許された。

こうして、ここに移し植えられた桜は、今日まで二百数十年見事な花を咲かせている。悪い企みで、関所を破ったのではなく、大胆不敵な若者の剛直さと、村の開祖市川五郎兵衛の威徳が関所役人まで、よく知れわたっていたという桜にまつわる語り草として今に伝えられている。

三半の昔山崎ふみよと大野のふみよの御用費三十
ふみよの御用費十一半と大野のふみよの御用費三十
のふみよの御用費十一半と大野のふみよの御用費三十
のふみよの御用費十一半と大野のふみよの御用費三十
のふみよの御用費十一半と大野のふみよの御用費三十
のふみよの御用費十一半と大野のふみよの御用費三十
のふみよの御用費十一半と大野のふみよの御用費三十
のふみよの御用費十一半と大野のふみよの御用費三十
のふみよの御用費十一半と大野のふみよの御用費三十
のふみよの御用費十一半と大野のふみよの御用費三十

春浚い普請の賃金は割増分も特別人夫もすべてこの木札の數で支払われたのである。

享保九年の用水普請金子細調査書によれば、百石につき二兩二分永二百文余の負担がかかり、今度の臨時普請はとうてい百姓自力のいわゆる自普請には申し付けかねると時の巡見役人の意見書が奉行所に差し出されているほどで、すなわち

一、六兩二分永三十二文用水御普請御入用。此の書面の御入用の他百姓、百姓役に仕候分

一、人足三百五十三人

此扶持米一石七斗六升五合ずつ此金七兩二分永二万五十六分

是は用水五里余の所年々春普請以後秋用水引落し迄堰路見廻り破損等仕人足当老年分

一、ねこだ九十八枚右同断此金一兩二分永百六十六文

一、松葉六十二駄右同断此金一分永百二十二文

一、大俵四百六十枚此金一兩永百十文

一、燈油八升五合 此金二分六十六文、是は掘貫の燈用の油

中略

代金合〇〇兩二分永三百二十七文高六百八十八石六

斗八升九合に割

とあり、これは年々の経常的な出費で、この他に人夫役の負担が加重される訳である。その上ほとんど毎年のように起こる破損決壊のための臨時普請があり、たとえ元禄十一年五月の大雨のための水路大破、正徳三年の岩山崩込みによる水路の大破、この復旧費三十七兩七分銀十二匁等々を初めとして、隧道の崩壊による新掘貫の掘削、埋樋架樋の仕替が絶え間なく続き

鹿曲川の浸食による水路の崩落のために余儀なくされる岩腹の切込み、新隧道の掘削等維持管理の辛苦を物語る書付が幾多残っており、五郎兵衛新田開村以来三百五十年の歩みは全く用水維持管理の苦闘の連続である。また春日の揚手からいくつかの村々（旧村）を貫流していたので、それらの村々の協力を得るといふ面もあるが、故障問題も時々おこり、その都度それら涉外処理も大事な問題として今日まで続いてきている。

結 び

五郎兵衛堰用水史を書いて来ましたが、三百六十年の資料は完全に近いまでにはのこっており、もっと体系的につつこんで書きたかったが紙面の制約などがあり、単に概略だけにおわってしまった事は心のこりであり、ます。用水の歴史はそのまま五郎兵衛新田に住む農民

の生活史であり、苦闘の歴史であります。新しい歴史を開こうとする今日、遠く先人のあとをふりかえるのも大きい意味があると思います。

昭和六十年改版 伊藤 一明（稿）

「関所破りの桜」について

三百年の昔、五郎兵衛翁の遺徳を慕って、村人は社をたてて祭った。その時たまたま上州砥沢の市川家から、翁の郷里にゆかりの寺、慈眼寺に良い枝垂れ桜があるがこれを境内に植えたいから、だれか持ちにくるようにと申越された。村では早速、三人の若者に桜を貰いにさしむけた。

若者等は桜を貰い受けると、一時も早く社前に植えようと心せくまま飛ぶようにして、碓氷の関所にさしかかった。ところが早く持ち帰ろうと、気おいかんでいたので、ついうっかり通行手形を忘れてきてしまったことに気がついた。

横川の関所の門前でとまどっている異様な風態の三人を役人は見とがめて、遂に関役人の前に引き据えた。三人はかくなる上はと、互いに目くばせして

おそろおそろ一部始終を役人に申し述べた。そして一通の親書を出して「この書状を開いて見て下されば事情はわかります。然し、主家の親書を無断で開いたからには、お互い生きては帰れません。腹かき切っておわびするほかありません」と覚悟の程を示して深く頭をたれた。すると役人は、「今の言葉の中に市川五郎兵衛の社へ植える、云々と言いたが、しかと相違ないか」といわれ、三人はなお一層頭をたれた。

しばらくして、「市川五郎兵衛なら苦しゅうない通れ」と、即座に通行を許された。

こうして、ここに移し植えられた桜は、今日まで二百数十年見事な花を咲かせている。悪い企みで、関所を破ったのではなく、大胆不敵な若者の剛直さと、村の開祖市川五郎兵衛の威徳が関所役人まで、よく知れわたっていたという桜にまつわる語り草として今に伝えられている。